

平成 23 年 10 月 19 日

各 位

会社名	大阪港振興株式会社
代表者名	代表取締役社長 松 田 正 一
コード番号	8810 JASDAQ
問合わせ先	取締役総務部長 四 宮 誠 之
T E L	06-6571-0861

定款の一部変更および全部取得条項付優先株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更および当社の全部取得条項付優先株式(下記「I. (1) 変更の理由②」において定義いたします。)の全部の取得について、平成 23 年 11 月 18 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)と、同日に開催予定の優先株主様による種類株主総会(以下「優先株主による本種類株主総会」といいます。)および、普通株主様による種類株主総会(以下「普通株主による本種類株主総会」といいます。)に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成 23 年 9 月 27 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社辰巳商会による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてご報告申しあげましたとおり、株式会社辰巳商会(以下「辰巳商会」といいます。)は、平成 23 年 8 月 12 日から同年 9 月 26 日までの期間、当社の優先株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、平成 23 年 10 月 3 日(本公開買付けの決済開始日)をもって、当社優先株式と当社普通株式を合算して 1,825,385 株(議決権所有割合：91.37%)を保有するに至っております。

(注 1)「議決権所有割合」は、平成 23 年 8 月 9 日に当社が提出した第 70 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の優先株式および普通株式における発行済株式総数(2,000,000 株)から同四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の保有する自己株式の数(2,358 株)を控除した株式数(1,997,642 株)に係る議決権を分母として計算しております。

(注 2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

辰巳商会は、平成 23 年 8 月 9 日付同社プレスリリース「大阪港振興株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社を完全子会社化することは、辰巳商会および当社、ひいては辰巳商会のグループ全体にとって企業価値向上を実現する最良の選択であるという結論に至り、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社といたしましても、辰巳商会が所有・管理する事業における顧客ネットワークと、当社が有する土地、建物、駐車場の運営ノウハウおよび顧客ネットワークとを融合させることにより、当社の潜在的な収益力を顕在化させることができると考えました。また、中長期的に経営基盤の安定を図っていくためには、当社が本公開買付けを通じて辰巳商会の実質的な完全子会社となることで、当社と辰巳商会

がより緊密かつ強固な協力体制を構築することが不可欠であると考えました。

かかる理由から、当社は、辰巳商会による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断し、以下①から③の方法(以下①から③を総称して「本定款一部変更等」といいます。)により、辰巳商会の完全子会社になることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式、優先株式とは別の A 種種類株式(その内容につきましては、「(2)変更の内容」をご参照ください。以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①の変更後の当社定款の一部を変更し、当社優先株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社優先株式を、以下「全部取得条項付優先株式」といいます。)。当社が全部取得条項付優先株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付優先株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 215,360 分の 1 株の割合を持って交付する旨の定めを設けるものとします。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付優先株式の全部(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付優先株式を有する株主様に対する取得対価として、その所有する全部取得条項付優先株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 215,360 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、辰巳商会以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条の定めに従って、最終的に金銭が交付されることとなります。

全部取得条項付優先株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付優先株主様に交付します。ただし、上記売却にあたり、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられます。

かかる手続きに関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A 種種類株式を辰巳商会に対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付優先株主様が保有する当社全部取得条項付優先株式数に 2,650 円(本公開買付けにおける当社優先株式 1 株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付優先株主様に対して交付できる様な価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、定款一部変更は、本臨時株主総会において「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会において「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものとしていたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(数種の株式の数および内容)</p> <p>第 7 条</p> <p>(1) 当社の発行可能株式総数のうち <u>160 万株を普通株式とし、480 万株を優先株式とする。</u></p> <p>(2) 優先株式は、毎事業年度末においてその株式 1 株につき年 4 円を超ゆるまで、普通株式に優先して剰余金の配当を受ける権利を有する。</p> <p>(3) 優先株式に前項の配当をなし、なお残余があるときは、<u>優先株式および普通株式に均等に配当するものとする。</u></p> <p>(4) 当該事業年度末における優先株式に対する配当が、第 2 項の額に達しないときも、その不足額は次の事業年度以降において填補しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(数種の株式の数および内容)</p> <p>第 7 条</p> <p>(1) 当社の発行可能株式総数のうち <u>1,600,000 株を普通株式の発行可能種類株式総数とし、4,799,990 株を優先株式の発行可能種類株式総数とし、第 7 条の 2 に定める株式(以下「A 種類株式」という。)の発行可能種類株式総数を 10 株とする。</u></p> <p>(2) 優先株式は、毎事業年度末においてその株式 1 株につき年 4 円を超ゆるまで、普通株式に優先して剰余金の配当を受ける権利を有する。<u>A 種類株式に対しては、A 種類株式 1 株当たり、優先株式 1 株当たりの配当金に、215,360 を乗じて得られる額の配当を、優先株主と同順位にてする。</u></p> <p>(3) 優先株式および A 種類株式に前項の配当をなし、なお残余があるときは、<u>優先株式、普通株式、A 種類株式に配当する。ただし、優先株式、普通株式に対しては均等に、A 種類株式に対しては、A 種類株式 1 株当たり、優先株式および普通株式 1 株当たりの配当金に、215,360 を乗じて得られる額を、優先株式および普通株式と同順位にてする。</u></p> <p>(4) 当該事業年度末における優先株式および A 種類株式に対する配当が、第 2 項の額に達しないときも、その不足額は次の事業年度以降において填補しないものとする。</p>

<p>(新設)</p>	<p>(A種種類株式)</p> <p>第7条の2 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）および普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、優先株主または優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、優先株主または優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対しては均等に、A種株主またはA種登録株式質権者に対しては、A種種類株式1株当たり、優先株式および普通株式1株当たりの残余財産分配額に、215,360 を乗じて得られる額を、優先株主または優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者と同順位にてする。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、普通株式および優先株式については100株とし、A種種類株式については1株とする。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2</p> <p>(1) <u>第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(2) <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

	<u>(3) 第16条第2項の規定は、会社 法第324条第2項の規定による 種類株主総会の決議にこれを準 用する。</u>
--	---

II. 全部取得条項に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

上記「I. (1) 変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、当社は、辰巳商会による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

本定款変更は、当該完全子会社化を実現することを目的とし、本定款一部変更等のうち②として、上記「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社が発行する優先株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、第7条の3を新設するものであります。本定款変更が原案どおり承認可決され、変更の効力が発生した場合には、当社優先株式は全て全部取得条項付優先株式となります。

なお、本定款一部変更等の②の後、下記Ⅲが原案どおり承認可決されることによって、当社は全部取得条項付優先株主様から全部取得条項付優先株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付します。また、全部取得条項付き優先株式1株につき交付するA種種類株式の数は、辰巳商会を除く全部取得条項付優先株主様に対して交付するA種種類株式の株が1株未満の端数となるように、215,360分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。上記「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款を追加変更するものです。なお、上記「II. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更は、本臨時株主総会において上記「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「Ⅲ. 全部取得条項付優先株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会において、定款変更に係る同内容の議案である上記「I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および上記「II 全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年12月26日といたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

種類株式発行に係る定款一部変更の件 に係る変更後の当社定款	変更案
第2章 株 式 (新設)	第2章 株 式 <u>(全部取得条項)</u> <u>第7条の3</u> <u>(1) 当社は、当社が発行する優 先株式について、株主総会の決 議によってその全部を取得でき るものとする。</u> <u>(2) 当社が前項の規定に従って優 先株式の全部を取得する場合 には、優先株式の取得と引換えに、 優先株式1株につきA種種類株 式を、215,360分の1株の割合を もって交付する。</u>

Ⅲ. 全部取得条項付優先株式の取得の件

(1) 全部取得条項付優先株式を取得することを必要とする理由

上記「Ⅰ. (1) 変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、当社は、辰巳商会による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

全部取得条項付優先株式の取得は、当該完全子会社化を実現することを目的として本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条ならびに上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付優先株主様から全部取得条項付優先株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」により設けられる A 種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、全部取得条項付優先株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は、上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社定款に基づき、215,360 分の 1 株となります。この結果、辰巳商会を除く全部取得条項付優先株主様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

全部取得条項付優先株主に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付優先株主様に交付します。ただし、上記売却にあたり、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられます。

かかる手続きに関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A 種種類株式を辰巳商会に対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付優先株主様が保有する当社全部取得条項付優先株式数に 2,650 円（本公開買付けにおける当社優先株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付優先株主様に対して交付できる様な価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 全部取得条項付優先株式の取得の内容

ア 全部取得条項付優先株式を取得するのと引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記 (2) において定める取得日において、取得日の前営業日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付優先株主様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付優先株式 1 株につき、A 種種類株式を 215,360 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

イ 取得日

平成 23 年 12 月 26 日といたします。

ウ その他

「全部取得条項付優先株式の取得の件」に係る全部取得条項付優先株式の取得は、上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」がいずれも原案どおりに承認可決されること、優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会において

上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認されること、ならびに上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。
 なお、その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅳ. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会において、上記「Ⅰ. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」、上記「Ⅱ. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」、上記「Ⅲ. 全部取得条項付優先株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決された場合には、当社優先株式は、株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）の上場廃止基準に該当することになり、当社優先株式は平成 23 年 11 月 18 日から同年 12 月 19 日まで整理銘柄に指定され、平成 23 年 12 月 20 日をもって上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止後は、当社優先株式を大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）において取引することはできません。

Ⅴ. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款変更等の日程の概要（予定）は以下の通りです。

本臨時株主総会ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会の基準日	平成 23 年 10 月 13 日(木)
本臨時株主総会ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 23 年 10 月 19 日(水)
本臨時株主総会ならびに優先株主による本種類株主総会および普通株主による本種類株主総会の開催日	平成 23 年 11 月 18 日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更（上記Ⅰ）の効力発生日	平成 23 年 11 月 18 日(金)
整理銘柄への指定	平成 23 年 11 月 18 日(金)
全部取得条項付優先株式の取得（上記Ⅲ）およびA種種類株式交付に係る基準日公告	平成 23 年 12 月 8 日(木)
当社優先株式の売買最終日	平成 23 年 12 月 19 日(月)
当社優先株式の上場廃止日	平成 23 年 12 月 20 日(火)
全部取得条項付優先株式の取得（上記Ⅲ）およびA種種類株式交付に係る基準日	平成 23 年 12 月 22 日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更（上記Ⅱ）の効力発生日	平成 23 年 12 月 26 日(月)
全部取得条項付優先株式の取得（上記Ⅲ）およびA種種類株式交付の効力発生日	平成 23 年 12 月 26 日(月)

以上